

### 第3節 いのちと暮らしを支える生物多様性の保全

生物多様性が豊かに維持され、その恵沢を私たちや将来世代があまねく享受できるよう、本県の緑豊かな森林、清流等の優れた自然環境を保全するとともに、希少野生動植物等の保護・管理や、特に生態系等への影響が懸念される外来種<sup>62</sup>への対策に取り組みます。

また、社会経済活動の進展による自然環境への影響を最小限にするため、循環型農業などの促進や、各種開発事業等における環境配慮の取組を進めます。

さらには、私たちが生物多様性の重要性を共有し、自主的かつ連携・協働した取組が促進されるよう、人材の養成や地域づくりなどの実践活動に取り組みます。

なお、この第3節は、「生物多様性基本法」に基づく生物多様性地域戦略として位置付け、「生物多様性やまぐち戦略」としますが、今後、国が「生物多様性国家戦略 2012-2020<sup>63</sup>」を改定した際には、見直しを行うこととします。



生物多様性を保全する3つの柱

<sup>62</sup> 外来種：人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域の外に生息又は生育することとなる生物種のことです。国外から導入されるものの他、国内由来のものも含まれます。

<sup>63</sup> 生物多様性国家戦略 2012-2020：「生物多様性条約」及び「生物多様性基本法」に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な国の計画です。

## <現状と課題>

- いのちと暮らしを支える生物多様性の保全を図るため、国において、1993（平成 5）年に「生物の多様性に関する条約」が締結され、2008（平成 20）年に「生物多様性基本法」が施行されるとともに、2012（平成 24）年には、同法に基づき「生物多様性国家戦略 2012-2020」が策定されました。
- 本県は、県内最高峰を誇る寂地山や日本最大級のカルスト台地<sup>64</sup>である秋吉台、穏やかな多島海美の瀬戸内海と荒々しい浸食海岸美の日本海など、豊かな自然環境に恵まれており、それぞれの地域に多様な生態系が形成されています。



秋吉台の風景

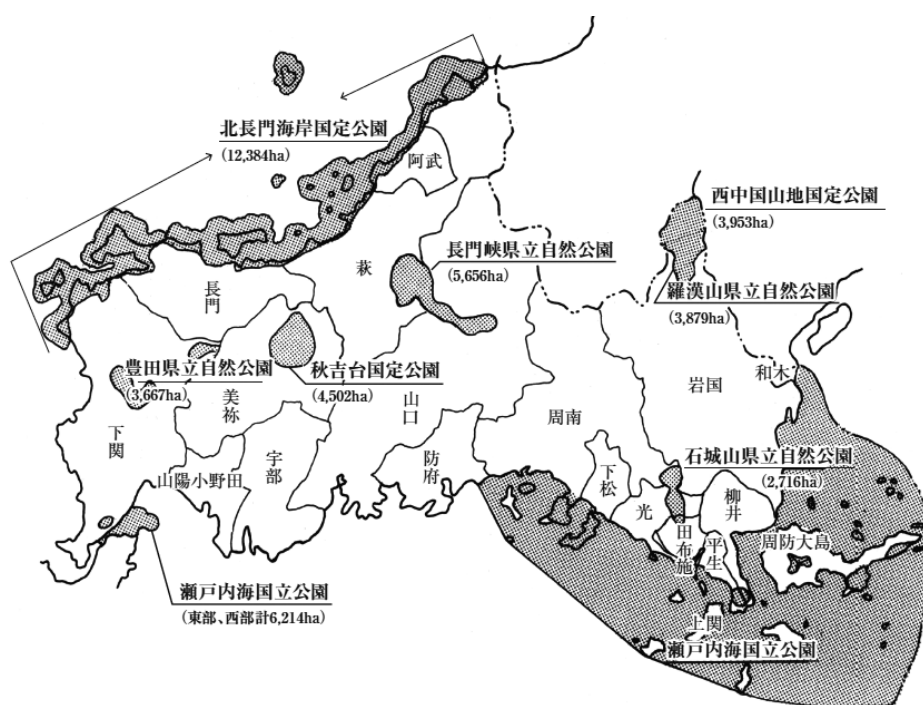
- しかしながら、各種開発や森林の管理不足、耕作放棄地の増加、希少種<sup>65</sup>の盗掘、外来種の侵入等の人間が関わる活動や地球温暖化による影響により、森林や河川、藻場・干潟など、野生動植物の生息・生育に適した生態系の消滅・縮小などの影響や野生動植物の個体数の減少等が懸念されています。

その一方で、近年、イノシシやニホンジカ、ニホンザルなどの個体数増加や分布域拡大による、生態系への影響や農林業被害が深刻化しています。

<sup>64</sup> **カルスト台地**：地表の石灰岩が削剥から免れて台地上に残されたもので、カルストとは石灰岩の溶食による地形を示す用語です。

<sup>65</sup> **希少種**：県内に生息又は生育する野生生物であって、個体の数が著しく少ない種や著しく減少しつつある種、また、主要な生息地又は生育地が環境の悪化等により消滅しつつあるなど、その種の存続に支障をきたす事情がある生物種のことです。

- こうした中、本県の豊かな自然環境を保全し、県内に生息・生育する野生動植物の保護等を図るため、8か所の自然公園<sup>66</sup>、10か所の緑地環境保全地域、33か所の自然記念物、81か所の鳥獣保護区<sup>67</sup>等の指定を行っています。
- 生物多様性の保全に向けては、「レッドデータブックやまぐち<sup>68</sup>」を活用した普及啓発や「山口県希少野生動植物種保護条例」による希少種の保護・保全、「山口県外来種リスト<sup>69</sup>」による外来種の侵入防止、「鳥獣保護管理事業計画<sup>70</sup>」等に基づく個体数管理や被害防止対策等を一層進めていくことが必要です。



本県の自然公園位置図

<sup>66</sup> **自然公園**：優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的に自然公園法に基づき指定されています。国立、国定、県立の3種類があります。

<sup>67</sup> **鳥獣保護区**：鳥獣保護管理法に基づき、鳥獣の保護を図るため設置され、狩猟による鳥獣の捕獲が禁止される区域のことです。鳥獣保護区の区域内で、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認められる地域は、特別保護地区として指定し、木竹の伐採、工作物の設置など、鳥獣の繁殖に影響を及ぼすおそれがある行為を行うには、知事の許可が必要となります。

<sup>68</sup> **レッドデータブックやまぐち**：レッドデータブックとは、絶滅のおそれがある野生生物の種を選定し、その生息・生育状況を解説した資料です。その名称は、国際自然保護連合が初めて発行したものの表紙に、赤い紙が使われていたことによります。本県では山口県内の状況をまとめた資料として「レッドデータブックやまぐち」を公開しています。

<sup>69</sup> **山口県外来種リスト**：県内に生息又は生育する野生生物のうち、外来種のみを抽出した一覧表のことです。生態系等への被害の有無に関わらず、すべての外来種を選定しています。

<sup>70</sup> **鳥獣保護管理事業計画**：鳥獣保護管理法の規定に基づき、環境大臣が定める基本方針に即して都道府県知事が定める計画です。計画に記載される事項は鳥獣の捕獲などを規制する地域の設定、捕獲等の許可に関する基準等、鳥獣保護管理行政全般にわたっています。

- また、秋吉台地域や萩地域においては、ジオパーク<sup>71</sup>認定により、年間を通じてジオツアーが実施されており、岩国市錦町のオオサンショウウオ<sup>72</sup>生息地や周防大島町の二ホンアワサンゴ<sup>73</sup>群生地では、各地固有の自然資源<sup>74</sup>を保全しながら地域を活性化する取組が進んでいます。



二ホンアワサンゴ

- 生物多様性を守り、本県の豊かな自然環境を将来の世代に引き継いでいくためには、県民、NPO 等民間団体、事業者、大学・研究機関、行政の多様な主体が、自然や生き物とのふれあいを通じて、生物多様性の現状や大切さを実感し、主体的に行動していくことが重要です。

<sup>71</sup> **ジオパーク**：「大地の公園」ともいわれるもので、地形の成立ちと仕組、地形と生態系や人間生活との関わりを考える公園です。国内では日本ジオパーク委員会が、国際的な活動としてはユネスコが支援する NGO「世界ジオパークネットワーク」が認定しています。

<sup>72</sup> **オオサンショウウオ**：錦川水系、島田川水系の支流に生息が確認されている両生類で、全国的に個体数が減少しており、国の特別天然記念物としてすでに規制措置がなされています。本県の野生種は、遺伝子検査からも純血種であり、本州西端に残存する個体群として学術的にも希少性が高いとされています。

<sup>73</sup> **二ホンアワサンゴ**：日本を中心とする東アジア海域の固有種で、国内では黒潮の影響を強く受けない本土温帯域に分布するサンゴです。県内では周防大島沖で国内最大級の群生地が確認されています。

<sup>74</sup> **自然資源**：地形、鉱物、水などの無生物や、植物、野生鳥獣、魚、サンゴなどの生物の資源のことです。天然資源ともいいます。

## ＜生物多様性やまぐち戦略の目標＞

「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性やまぐち戦略」の目標を次のとおりとし、具体的な施策を展開します。

### 目標1 『多様な生態系を保全・再生し、その恵みの持続可能な利用を進めます』

野生動植物の生息・生育の場である森林、草原、河川、藻場・干潟など地域に固有の生態系を保全・再生するとともに、社会経済活動による影響を最小限にします。

- ニホンアワサングなどの自然資源を保全しながら活用する持続可能な取組を全県的に促進
- 有害鳥獣による被害防止対策や捕獲の担い手確保・育成の推進
- 自然保護活動の担い手の確保及び関係団体と連携・協働した更なる活動の促進

### 目標2 『希少野生動植物を守り、外来種の防除対策を進めます』

県内に生息・生育する野生動植物が将来にわたり存続するよう、希少野生動植物の保護増殖を図ります。また、外来種による生態系等への影響・被害を防止するため、優先度を踏まえた防除に努めます。

- レッドデータブックを活用した普及啓発や「指定希少野生動植物」の新たな指定
- 特定外来生物の生息・生育状況等の把握と効果的な防除対策の推進

### 目標3 『生物多様性の重要性を県民と共有し、主体的な行動を促進します』

生物多様性に関する取組を進めるため、その重要性を県民と共有し、主体的な行動につながるよう努めます。

- 生物多様性保全の重要性等の効果的な普及啓発、実践活動の推進

## <施策展開の方向>

1 豊かな生物多様性の保全と再生に向けた取組の推進
(1) 優れた自然環境の保全
(2) 希少野生動植物の保護
(3) 野生鳥獣の保護・管理
(4) 外来種対策の推進
(5) 豊かな森林づくりの推進
(6) 里山・里海の保全・再生
(7) 身近な緑の保全・創出
(8) 水質（清流）の保全
(9) 森・里・川・海を育む流域づくりの推進
(10) 天然記念物の保護・管理
(11) 気候変動対策の推進
2 生物多様性に配慮した社会経済活動の推進
(1) 循環型農業の推進等
(2) 開発事業等における配慮
3 行動できる人材の養成と多様な主体の取組の促進
(1) 普及啓発と多様な主体の取組の促進
(2) 自然と人とのふれあいの確保
(3) 地域固有の自然資源を保全しながら活用する持続可能な地域づくりの推進
(4) 生物多様性に関する環境学習・環境教育の推進

## 1 豊かな生物多様性の保全と再生に向けた取組の推進

### (1) 優れた自然環境の保全

- 自然公園や緑地環境保全地域等においては、関係法令等による開発行為や動植物の捕獲・採取等の規制を行います。
- 自然公園管理員等による巡視や公園の適切な利用方法の指導を行うなど、優れた自然環境や野生動植物の重要な生息・生育地の保全に努めます。
- 国定公園や県立自然公園を適切に保全管理するため、自然環境や社会環境の変化に応じて、公園区域の再編成や拡張、地種区分の見直しを検討します。
- 全国屈指のカルスト台地を有する秋吉台国定公園においては、カルスト特有の生態系や野生動植物及び 2005（平成 17）年にラムサール条約<sup>75</sup>湿地に登録された「秋吉台地下水系」を維持・保全するため、関係機関・団体や専門家と連携・協働し、実態調査や保全活動を推進するとともに、秋吉台の自然環境を維持するための「山焼き<sup>76</sup>」の運営等を支援します。
- また、県内各地域においても、必要に応じて、関係団体等と連携・協働しながら実態調査等を実施し、健全な自然環境の保全に努めます。
- 地域の自然資源を活用し、ジオパーク認定に取り組む市町に対し、必要な助言等を行います。

### (2) 希少野生動植物の保護

- 県内に生息・生育する希少野生動植物種のうち特に保護が必要な種については、希少野生動植物保護対策検討委員会等の専門家の意見等を聴きながら、「山口県希少野生動植物種保護条例」に基づき、「指定希少野生動植物種」を新たに指定し、捕獲・採取の禁止等の規制を行います。

<sup>75</sup> **ラムサール条約**：正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」です。1971（昭和 46）年に採択され、1975（昭和 50）年に発効し、日本は 1980（昭和 55）年に加入しています。国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全と賢明な利用を推進することを目的としています。県内では、2005（平成 17）年に秋吉台地下水系が登録されており、2021（令和 3）年 2 月現在、国内では 52 か所の湿地が登録されています。

<sup>76</sup> **山焼き**：秋吉台に春を呼ぶ早春の風物詩で、秋吉台カルスト台地の草原状態を維持するために実施しています。

- 指定希少野生動植物種の保護に当たっては、必要に応じて「指定希少野生動植物種保護員」を配置し、保護の重要性の啓発や生息・生育地の状況調査、巡視活動等を行うとともに、効果的な保護増殖事業を計画的に実施します。
- 県民と協働した保護対策を進めるため、「希少野生動植物種保護支援員」を募集し、活動支援のための研修や情報提供等を行います。

### (3) 野生鳥獣の保護・管理

- 野生鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区、特別保護地区を指定し、狩猟を禁止するとともに、境界線を明確にする標識の整備や鳥獣保護管理員による巡視等を行い、多様な野生鳥獣の生息環境の保全を図ります。
- イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ等については、鳥獣の保護と農林水産業等との両立や人身被害を回避するため、「鳥獣保護管理事業計画」等を策定し、市町の被害防止計画を踏まえながら、関係機関・団体との連携を図りつつ、効果的な保護管理対策を推進します。
- 野生鳥獣による農林業被害の軽減のため、地域ぐるみの被害防止対策の全県展開を図るとともに、新技術の開発・実証や捕獲した野生鳥獣のジビエ<sup>77</sup>利活用を促進します。
- 捕獲の担い手の確保・育成を図るため、狩猟免許取得の支援や捕獲技術研修の実施などに積極的に取り組みます。

### (4) 外来種対策の推進

- 「外来生物法<sup>78</sup>」により指定されている特定外来生物について、県内における生息・生育状況や生態系、農林水産業、生活環境等への影響の把握に努めます。
- 県民の外来種問題への関心を高め、適切な行動を促すため、「山口県外来種リスト」による普及啓発を行います。
- 外来種が引き起こす悪影響について普及啓発を行い、「入れない」、「捨てない」、「拡げない」の外来生物被害予防3原則を、県民に広く定着させます。

<sup>77</sup> **ジビエ**：食材となる野生鳥獣肉のことをフランス語でジビエ（gibier）といいます。

<sup>78</sup> **外来生物法**：特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するため、特定外来生物として指定された生物の飼養、栽培等を規制し、防除等を行うことを定めた法律です。



- アライグマやヌートリア、ブラックバスなど県内に定着し、生態系や農林水産業等に被害を及ぼしている外来種については、県民、NPO 等民間団体、事業者、大学・研究機関、行政と広く連携・協働しながら効果的・効率的な防除に努めます。

## (5) 豊かな森林づくりの推進

- 森林が有する水源涵養<sup>79</sup>、大気浄化など多面的機能<sup>80</sup>の維持や自然学習・体験の場としての活用を図るとともに、多様な生物の生息・生育の場として、森林の計画的な整備を進めます。
- 林業後継者の育成、NPO 等民間団体と協働して行う里山再生活動の推進、県産木材の需要拡大等も図りながら、森林の適正な維持・造成に取り組みます。
- 都市住民等によるボランティア活動を支援するなど、森林を社会全体で支える取組を促進します。

## (6) 里山・里海の保全・再生

### 《里山》

- 人々の生活と密接に関わってきた里山を健全で美しく再生するため、都市と地域との交流・連携を促進するとともに、里山に関わる NPO 等民間団体との協働による森林ボランティア、竹林ボランティア等の支援や里山の新たな利活用を図りながら、県民参加の里山活動を推進します。

### 《里海》

- 藻場・干潟は、水質の浄化機能を有するとともに、魚介類の産卵・生育の場としても重要であることから、漁業者が主体となり、地域住民とも協働しながら里海<sup>81</sup>の保全・再生に努めます。
- 良好な海岸の保全に向けて、普及啓発や美化活動の推進に努めます。

<sup>79</sup> **水源涵養**：森林の持つ機能の一つで、森林土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水量を平準化することにより、洪水の緩和や流量の安定に寄与します。

<sup>80</sup> **多面的機能**：水源涵養や土砂災害の防止、生物多様性の保全、快適な環境の形成、保健・文化・レクリエーション、木材生産等の、森林の持つ機能の総称です。

<sup>81</sup> **里海**：人手が加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域のことです。

## (7) 身近な緑の保全・創出

- まちの緑のオープンスペースである都市公園の環境を整備するとともに、庁舎、学校等の公共施設や道路、河川、湖沼、海岸周辺の緑化を推進するなど、適切な管理・運営に努めます。
- 公共・公益施設への緑化樹の無償提供や緑化相談を実施するなど、身近な緑の保全に取り組みます。
- 工場・事業場における緩衝緑地の整備、緑地協定等による休閑地や遊休地の緑化の推進、風致地区<sup>82</sup>や緑地保全地区等の指定による良好な緑の保全を促進するとともに、地域で永く親しまれている鎮守の森、社寺林や屋敷林等の地域ぐるみの保全に努めます。

## (8) 水質（清流）の保全

- すべての主体の連携・協働のもと、森林等の保全と適正な管理、河川や海の保全活動等の促進により、水質の浄化や維持に努めます。
- 地域の実情に応じた効率的な生活排水処理施設の整備を促進するとともに、排水処理の高度化及び適正な維持管理の徹底等により生活排水対策を推進します。
- 廃棄物の適正処理の推進や不法投棄等の監視・指導に取り組み、河川や地下水の水質汚染の未然防止に努めます。

## (9) 森・里・川・海を育む流域づくりの推進

- 榎野川流域においては、「やまぐちの豊かな流域づくり構想<sup>83</sup>」に基づき、産学官民の連携・協働により、源流域の森林の整備や河川の清掃、山口湾の藻場・干潟の再生活動、カブトガニ<sup>84</sup>のモニタリング調査など様々な特色ある地域づくりの取組を推進します。また、県内の他流域においても地域の実情に応じた取組を促進します。

<sup>82</sup> **風致地区**：「都市計画法」に基づき、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持するために定められる区域のことです。

<sup>83</sup> **やまぐちの豊かな流域づくり構想**：流域に関わるすべての主体が協働、連携して進める流域づくりの取組で、森・里・川・海を育み、また、育まれながら、ふるさとの川でつながる循環共生型社会を目指す構想で、榎野川流域をモデルとしています。

<sup>84</sup> **カブトガニ**：「生きている化石」とよばれるほど、古くから生息が確認されている動物ですが、埋め立て等により、各地で激減しており、国や県において絶滅危惧種に指定されています。本県では秋穂地域等で自然繁殖が確認されています。

## (10) 天然記念物の保護・管理

- 学術上の貴重な動植物やその生息・生育地は、国や県、市町において「天然記念物<sup>85</sup>」として指定し保護を図ります。なお、指定後は、開発工事等を規制し、現状変更の許可条件として動植物に影響の少ない工法の採用を求めます。

## (11) 気候変動対策の推進

- 気候変動による生物多様性への影響緩和に向け、「山口県地球温暖化対策実行計画」に基づき、県民、NPO 等民間団体、事業者、大学・研究機関、行政が積極的に気候変動対策に取り組みます。

## 2 生物多様性に配慮した社会経済活動の推進

### (1) 循環型農業の推進等

- 農業生産における肥料・農薬の適正使用の啓発や家畜排せつ物の堆肥利用の促進に取り組みます。
- 化学肥料・化学農薬の使用量の低減に取り組むエコファーマー<sup>86</sup>を育成するとともに、環境保全型農業直接支払交付金<sup>87</sup>制度を活用した、地域ぐるみ又は生産者グループの、より積極的な化学肥料・化学農薬を削減する取組の推進など、自然環境に配慮した農業の実践に努めます。
- 中山間地域等の遊休農地の有効活用等を図るため、牛の放牧による農地保全手法である「山口型放牧<sup>88</sup>」の更なる普及にも積極的に取り組みます。

<sup>85</sup> **天然記念物**：「文化財保護法」において「動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの」のうち、重要なものとされています。

<sup>86</sup> **エコファーマー**：堆肥等の土づくりを基本として化学肥料、化学農薬の使用量を低減するための生産方式を自分の農業経営に導入する計画を立て、知事から認定された農業者の愛称をいいます。

<sup>87</sup> **環境保全型農業直接支払交付金**：農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援するための国の交付金のことです。

<sup>88</sup> **山口型放牧**：転作田や耕作放棄地などに電気牧柵等を設置して牛を放牧する手法です。肉用牛経営の省力化や遊休地の解消による農地保全などのほか、耕作放棄地がきれいになることで、イノシシなどの獣害が減少することも確認されています。

## (2) 開発事業等における配慮

- 各種開発事業等の実施に当たっては、環境影響評価<sup>89</sup>等を通じて、野生動植物の生息・生育環境の事前把握や、その保全に必要なかつ適切な配慮措置に加え、野生動植物の生息・生育空間の創出など、地域の状況を踏まえた対策を講じるよう指導します。

### 「農用地」

- ほ場整備事業などの基盤整備では、地域固有の生態系に即した保全対象種を設定し、水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワーク保全のため、その種の生活史・移動経路に着目・配慮した基盤整備を地域住民の理解・参画を得ながら推進します。

### 「道路」

- 道路事業着手に当たっては、「環境チェックリスト」により環境に関する諸状況のチェックを行い、対策が必要となった場合は、適切な対策を講じた上で事業を実施します。
- 地域高規格道路などの大規模な道路改築事業については、設計段階から猛禽類等の希少動植物を現地調査し、影響を最小限とする適切なルートを選定や繁殖期を避ける施工時期などの検討を行います。
- 工事の施工に当たっては、野生動植物への影響を考慮し、沈砂池の設置など濁水発生の軽減に努めるとともに、低騒音型の機械の使用など騒音の低減を図ります。

### 「河川」

- 河川の整備に当たっては、「環境チェックリスト」により希少野生動植物、天然記念物等の生息・生育状況を確認し、野生動植物等に配慮し事業を実施します。
- 護岸の構造は、環境配慮ブロックを採用するなど野生動植物の多様な生息・生育環境に配慮した構造とします。
- 河床掘削等が必要な場合は、現在の河川の状況を確認の上、上下流の連続性を確保し、瀬や淵の復元に努め、魚類や水際の植生など野生動植物の生息・生育環境に配慮した計画とします。

<sup>89</sup> 環境影響評価：開発行為等の実施に当たり、その環境に及ぼす影響の程度と範囲及びその防止策について、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を地域住民等に公表し、意見を求め、環境に配慮した計画としていく手続きをいいます。

### 「海岸」

- 海岸の整備は、生態系や景観等に配慮した工事を行うとともに、背後地の状況を踏まえ、高潮対策事業における階段式護岸や侵食対策事業における養浜など、親水空間や干潟の浄化機能等を付加した整備を行います。
- 整備の際は、漁業関係者や住民の理解と協力を得ながら、可能な限り野生動植物の生息・生育環境の保全・再生や海辺環境の保全に対応した施設配置計画を行います。

### 「都市」

- 生物多様性の確保には、「都市計画区域マスタープラン<sup>90</sup>」や「緑の基本計画」に基づき、緑地や水辺を適切に配置し、生態系ネットワーク<sup>91</sup>の形成を図る必要があります。具体的には、都市公園整備事業等により緑地の保全を図るとともに、自然的環境を創出することにより、水と緑のネットワークの形成に努めていきます。

## 3 行動できる人材の養成と多様な主体の取組の促進

### (1) 普及啓発と多様な主体の取組の促進

- 生物多様性の重要性を県民と共有するため、環境関連イベントやウェブサイト、情報誌、リーフレットなど様々な機会や媒体を活用して情報を発信します。
- 希少野生動植物種の保護施策の普及を図るため、関心のある県民等を「希少野生動植物種保護支援員」として登録し、自然とのふれあい活動などの情報提供や研修等を通じて、その主体的な取組を促進します。
- 環境学習推進センターなど関係団体・機関と連携・協働して普及啓発を進め、県民の生物多様性への意識を高めるとともに、保全活動へ主体的に参加できるよう努めます。

<sup>90</sup> **都市計画区域マスタープラン**：都市計画法に基づいて、都市計画の基本方針を定めるものです。長期的な視点で都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにします。

<sup>91</sup> **生態系ネットワーク**：保全すべき自然環境やすぐれた自然条件を有している地域を核として、生息・生育空間のつながりや適切な配置を考慮した上で、これらを有機的につないだネットワークのことです。ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保のほか、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化への適応策等多面的な機能が発揮されることが期待されています。

- 愛鳥モデル校<sup>92</sup>、緑の少年隊<sup>93</sup>の活動支援、鳥獣保護センター(宇部市ときわ動物園)や協力獣医師と連携した傷病鳥獣の保護等を通じて自然保護への関心を高めていきます。
- 関係団体と連携し、自然資源を保全・活用する団体等について、県民への情報発信や相互の情報共有を図り、担い手確保や活動の活性化を促進します。

## (2) 自然と人とのふれあいの確保

- きらら浜自然観察公園や秋吉台エコ・ミュージアム、つのしま自然館について、県民や青少年を対象とした自然解説指導や自然観察会、体験活動等を定期的に行なうなど、自然とのふれあいや体験ができる場としての活用を進めます。
- 自然公園やビジターセンター<sup>94</sup>では、工夫を凝らした広報活動を展開するとともに、自然公園施設等の計画的な維持管理や企画事業、展示内容の充実等を図り、より多くの県民が快適に自然とふれあえる機会や場を提供します。



きらら浜自然観察公園

<sup>92</sup> 愛鳥モデル校：児童・生徒が愛鳥活動を通じて自然のしくみへの理解を深めることを目的として、県が指定する小中学校です。

<sup>93</sup> 緑の少年隊：小・中学生を中心に、奉仕活動・学習活動・野外活動など自然とのふれあいを通じて自然についての理解を深め、自然を大切にす豊かな心が育まれる事を願って結成されています。

<sup>94</sup> ビジターセンター：自然公園法に基づく施設で、主としてその自然公園の地形、地質、動物、植物、歴史等に関し、解説活動又は実物標本、模型、写真、図表等を用いた展示を行うために設けられるものです。

### (3) 地域固有の自然資源を保全しながら活用する持続可能な地域づくりの推進

- 自然公園をはじめ県内各地域において、ニホンアワサング群生地<sup>95</sup>の保全・活用をはじめとする地域固有の自然資源を活用したエコツーリズム<sup>95</sup>などの魅力ある取組が実施され、生物多様性の保全等が地域の活性化につながるよう、県民や NPO 等民間団体、企業など多様な主体が連携・協働した持続可能な地域づくりの取組を支援します。
- 公益法人等の基金や企業の助成金などを活用して、NPO 等民間団体による生物多様性保全の取組が継続的に行われるよう支援します。

### (4) 生物多様性に関する環境学習・環境教育の推進

- 環境学習推進センターなどで実施する環境学習<sup>96</sup>や、小・中・高等学校の環境教育において、生物多様性を保全することの重要性を啓発することにより、県民の生物多様性への理解が深まるよう努めます。

#### <環境指標>

環境指標	現状値 [基準年度]	目標値 (目標年度)
生物多様性の認知度	56.9% [2019(R1)]	75.0%以上 [2030(R12)]
希少野生動植物種保護支援員数（累計）	1,063 人 [2019(R1)]	1,700 人 [2030(R12)]
水源の森の整備	564 ha/年 [2019(R1)]	610 ha/年 [2030(R12)]
自然資源を保全・活用する活動団体数	54 団体 [2019(R1)]	65 団体 [2030(R12)]

<sup>95</sup> **エコツーリズム**：自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかたをいいます。

<sup>96</sup> **環境学習**：自然や環境を大切にすることを育み、環境保全やより良い環境を創造するために主体的に行動する実践的な態度や能力を育成することをめざして行われる学習のことです。

## 1. 生物多様性とは

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことで、生物多様性条約では、生物多様性をすべての生物の間に違いがあることと定義し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされています。

### (1) 生態系の多様性

森林、草原、河川、干潟、サンゴ礁など様々なタイプの生態系がそれぞれの地域に形成されていること

### (2) 種の多様性

いろいろな動物や植物、菌類、バクテリアが生息・生育していること

### (3) 遺伝子の多様性

同じ種であっても個体や個体群の間で遺伝子レベルの違いがあること

## 2. 生物多様性の恵み（生態系サービス）

私たちの暮らしは、食料や水、木材、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系から得ることのできる恵みによって支えられていますが、これらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれ4つに分類されています。

供給サービス	調整サービス	文化的サービス	基盤サービス
食料、水、木材、繊維、医薬品の開発等の資源の提供など	水質浄化、気候の調節、自然災害の防止や被害の軽減など	審美的価値、宗教的価値、レクリエーションの場の提供など	光合成による酸素の供給、栄養塩の循環、土壌形成など

## 3. 生物多様性の4つの危機

生物多様性の危機は、次の4つの危機に整理されています。

### ■ 第1の危機（開発など人間活動による危機）

- ・森林伐採、埋め立て、観賞用や商業的利用のための個体の乱獲・盗掘など人間が引き起こす負の要因による影響

### ■ 第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）

- ・里地里山の管理不足など、産業構造・資源利用の変化、人口減少・高齢化等により人間の働きかけが縮小撤退することによる影響
- ・鳥獣による農林業被害や生態系への影響の深刻化

### ■ 第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）

- ・外来種や化学物質など人間が近代的な生活を送るようになったことにより持ち込まれたものによる影響

### ■ 第4の危機（地球環境の変化による危機）

- ・地球温暖化のほか、強い台風の増加や降水量の変化等の気候変動、海洋酸性化などの地球環境の変化による影響